

**公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事から、平成22年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

平成23年9月29日

長野県監査委員 吉澤直亮  
同 東方久男  
同 平野成基  
同 田口敏子

平成22年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の内容

監査対象団体名	監査の結果	措置の内容
特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会	検討事項 補助対象全体の予算書及び決算書の作成 障害者スポーツ振興事業補助金交付要綱で定める収支予算書及び収支決算書について、補助対象額全体の収支を記載してください。	特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会から平成23年6月28日付で、次のように措置を講じた旨、報告がありました。 県へ報告する平成22年度収支決算書及び平成23年度収支予算書に補助対象額全体の収支を記載いたしました。

監査委員事務局

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月29日

長野県環境保全研究所長 荒井高樹

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入をする物品等及び数量

飯綱庁舎調査研究及び内部事務用ネットワークシステム 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成23年11月1日から平成28年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

長野市北郷2054-120

長野県環境保全研究所 飯綱庁舎

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に關し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市安茂里米村1978

長野県環境保全研究所 安茂里庁舎企画総務部

電話 026（227）0354

**4 入札手続等**

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年10月11日（火）午後1時30分

イ 場所 長野県環境保全研究所 安茂里庁舎3階研修室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年10月5日（水）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

**5 その他**

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県環境保全研究所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

環境政策課

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

平成23年9月29日

長野県伊那技術専門校長 遠藤昌之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
CAD/CAMシステム一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県伊那技術専門校
  - (2) 所在地 上伊那郡南箕輪村8304-190
- 3 落札者を決定した日  
平成23年9月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名称 富士通リース株式会社長野支店
  - (2) 所在地 長野市鶴賀緑町1403番地3
- 5 落札金額  
1月当りの賃借料 1,032,465円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成23年7月28日

人材育成課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月29日

長野県岩村田高等学校長 吉岡道明

- 1 入札の目的  
建設工事の請負契約
- 2 工事名  
岩村田高等学校 プール改修工事
- 3 工事箇所名  
長野県岩村田高等学校
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと
  - (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。
    - ア 塗装工事について入札参加資格を付与されていること。
    - イ 佐久地方事務所管内に本店又は支店若しくは営業所を有し

ていること。

- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

**5 工期**

契約締結の日から約60日間

**6 支払条件****(1) 前金払**

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

**(2) 部分払**

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

**7 関係図書等の縦覧期間及び場所等**

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成23年9月29日（木）から平成23年10月13日（木）まで次の場所において縦覧に供します。

佐久市岩村田1248-1

長野県岩村田高等学校

電話 0267 (67) 2439

**8 入札手続等****(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

**(2) 入札及び開札の日時及び場所**

ア 日時 平成23年10月13日（木）午後1時

イ 場所 長野県岩村田高等学校 会議室

**(3) 郵便入札の可否**

郵送による入札は、受け付けません。

**(4) 入札者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成23年10月7日（金）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

**(5) 低入札価格調査制度の適用**

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

**(6) 入札保証金**

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**(7) 契約保証金**

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**(8) 入札の無効**

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

**(9) 契約書作成の要否**

必要とします。

**(10) 落札者の決定方法**

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価

格をもって入札した者を落札者とします。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

高校教育課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年9月29日

長野県辰野高等学校長 笹 行夫

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

辰野高等学校プール改修工事

3 工事箇所名

長野県辰野高等学校

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

ア 防水工事について入札参加資格を付与されていること。

イ 資格総合点数が706点以上であること

ウ 長野県内に本店を有する者であること

(3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

契約締結の日から平成23年12月16日まで

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成23年9月29日（木）から平成23年10月12日（水）まで次の場所において縦覧に供します。

上伊那郡辰野町大字伊那富3644-2

長野県辰野高等学校

電話 0266（41）0770

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年10月12日（水）午前10時

イ 場所 長野県辰野高等学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成23年10月7日（金）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

高校教育課



**長野県教育委員会教育長訓令第2号**

事務局

教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行します。

平成23年9月29日

長野県教育委員会教育長

別表第5に次のように加える。

(3) 職員に係る平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第6条第1項及び第3項の規定による認定

教育総務課